

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、上田市内において、地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ次条に定める乙の店舗の施設（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力施設及びその範囲等）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	ダイナム 長野上田店
所 在 地	長野県上田市踏入二丁目10番5号
店舗責任者名	ストアマネジャー
構 造 等	木造構造
店舗開店日	2025年12月28日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
利用可能施設	トイレ、水道施設他

2 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や利用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号について、乙に協力要請することができる。

- （1）乙の施設の駐車場の一部を、一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2）避難してきた被災者に対し、乙の設備が利用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

(要請の方法)

第4条 甲は、前条第1項の規定による協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書(様式第1号)により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第5条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に住民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の利用等)

第6条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の利用開始可能時間を口頭にて通知するものとする。

(被災者の誘導)

第7条 乙は、被災者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の利用料は、無料とする。

2 避難した被災者等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合(原因者が不明なときを含む)には、滅失又はき損した原因者又は甲、乙の協議により原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設利用について協力を求める期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を利用する被災者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、乙の責任において被災者に提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月28日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市
上田市長

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社 ダイナム
代表取締役